

(別添)

令和5年度医療扶助に 関する主な変更点について

～令和5年度指定医療機関一般指導資料～

八王子市



★令和5年度の医療扶助に関する 主な変更点について★

1. **生活保護法に基づく指定医療機関の申請・届出の簡素化**
2. **医療扶助オンライン資格確認の導入**

上記の2項目について、解説いたします。



1. 生活保護法に基づく指定医療機関の 申請・届出の簡素化



令和5年(2023年)7月から、保険医療機関
と生活保護法指定医療機関の申請等を**同
時に行うことが可能**になりました。

これまでは・・・

→保険医療機関等の申請は**地方厚生局**へ

→生活保護法に基づく指定医療機関の申請等は**八王子市**へ

それぞれに申請書を提出することとされてきました。



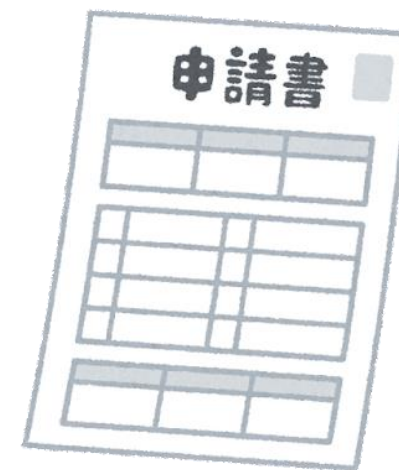
令和5年(2023年)7月からは

★生活保護法指定医療機関の申請等が**地方厚生局を經由して八王子市に提出することが可能**になりました。

★保険医療機関と生活保護法指定医療機関の申請等の様式が統合されたことにより、**1枚の様式で同時申請が出来ます。**

～同時申請可能な申請及び届出～

- ・新規指定申請・更新指定申請・変更届・廃止届・休止届
- ・再開届・辞退の申出



参考：厚生局の申請書(指定申請)

(表 面)

※番 号		保 険 医 療 機 関 保 険 薬 局 指 定 申 請 書 生活保護法指定医療機関			
※医療機関(薬局)コード					
① 病院・診療所・薬局	名 称				
	所 在 地				
② 管理者・管理薬剤師	氏 名				
	保険医・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の 登録の記号及び番号			
③ 診 療 科 名					
④ 開設者(法人の場合は代表者)	医師・歯科医師・保険医・薬剤 師・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の 登録の記号及び番号			
	健康保険法第65条第3項第1 号、第3号から第5号までのい ずれか(指定欠格事由)に該当	有・無	該当する法律名 内 容		
⑤	有・無	該 当 年 月 日			
		処 分 権 者 等			
⑥ 医療法第30条の11の規定による 勧告	有・無	勧 告 年 月 日			
⑦ 指定に係る病床種別ごとの病 床数等	床 (うち、一般病床 床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床) (特別の療養環境に係る病床 床(個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))				
⑧ 生活保護法の指定医療機関の 申請を併せて行う	<input type="checkbox"/>	⑨ 生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号 まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約	<input type="checkbox"/>	⑩ 国の開設した医療機関	<input type="checkbox"/>
上記のとおり申請します。 令和 年 月 日		開設者の氏名及び住所			
地方厚生(支)局長 殿		(法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)			

様式第一号の三(第三条関係)

☞生活保護法に関する項目にチェックを入れていただく
ことで、同時申請が可能になります。

申請に関するQ&A その①

Q 1 これまでどおり、生活保護法の指定申請等は八王子市に提出してもよいか？

A 1 引き続き、保険医療機関等の申請等と別に生活保護法に基づく指定医療機関の申請等を八王子市に提出することが可能です。

なお、生活保護法に基づく指定医療機関の申請等を市に提出した場合は、市から地方厚生局へ別途連絡等を行われず、保険医療機関等の申請等を済ませたことにはなりません。ご注意ください。

申請に関するQ&A その②

Q 2 同時申請した場合、生活保護法に基づく指定は地方厚生局がすることになるのか？

A 2 地方厚生局に同時申請する場合でも、生活保護法に基づく指定等は八王子市が行います。

Q 3 地方厚生局との同時申請が出来ない機関はあるか？

A 3 訪問看護ステーションは対象外となっています。

申請に関するQ&A その③

Q 4 更新申請の場合で、保険医療機関と生活保護法指定医療機関の指定の有効期間が一致しない時はどのように扱うか？

A 4 保険医療機関と生活保護法指定医療機関の指定の有効期間に乖離がある場合は、これまでどおり生活保護法指定医療機関の申請等は八王子市へ提出してください。

👉 「指定医療機関の申請・届出の簡素化」についてのご不明点やご質問等は、下記までお願いいたします。

問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市役所福祉部生活福祉総務課 医療・介護担当

電話042-620-7476(直通)

どうぞよろしくお願いいたします。



2. 医療扶助オンライン資格確認の導入



令和6年(2024年)

3月スタート(予定)

**👉生活保護を利用されている方の
医療券/調剤券での資格確認が、
オンラインで可能となります。**

オンライン資格確認で変わること① (医療機関にて)

👉生活保護利用者の資格情報等をオンラインで確認することにより、医療機関・薬局の窓口で直ちに受給資格の確認が出来るようになります。

・市役所が閉庁している時間にも、資格確認が出来るのは便利！



オンライン資格確認で変わること② (医療機関にて)

☞ 資格情報等を即座にシステムで確認、取得することが可能になり、医療機関窓口における入力時に必要な時間や手間が軽減されます。

・ 資格過誤を原因とする診療報酬明細書の返戻の減少効果が見込めます。



オンライン資格確認で変わること③ (医療機関にて)

👉生活保護利用者の同意がある場合は、医療機関・薬局の場での、薬剤情報等の閲覧が可能になります。

・お薬手帳の持参が無い場合等にも、確認が可能になります。



オンライン資格確認で変わること④ (医療機関・利用者)

☞生活保護利用者においても、オンライン上での確認で、医療券調剤券の持参なしでの受診が出来ます。

※注意※

利用者から、福祉事務所あて通院連絡の必要があります。



(参考)

八王子市生活保護利用者の マイナンバーカード取得率



65.6%

(令和5年11月30日現在)

多くの利用者がすでに取得しています。



ご注意いただくこと

- ④生活保護利用者がマイナンバーカードを保有していない場合や、医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・薬局を受診する場合等は紙媒体の医療券/調剤券をこれまでと同様に発行いたします。
- ④医療要否意見書についてはこれまでどおり、紙媒体での運用をお願いします。

ご高覧いただき
ありがとうございました。

- ホームページ上のアンケートの回答を持ちまして、一般指導の受講実績とさせていただきます。
- また、アンケートにはご意見等をどうぞお寄せください。

どうぞよろしくお願いいたします。

